

# 健康に配慮したお酒の飲み方について

令和7(2025)年第2回市議会定例会(7月1日~8月6日)におきまして、市長提出議案19案、認定3件、議員提出議案5案、市民の方々からご提出いただきました陳情12件が、それぞれ審議されました。以下では今定例会におきまして、はまの太郎が行いました質問の内、健康に配慮したお酒の飲み方についてと、不登校児童生徒の居場所のあり方について概要をご報告致します。

## ①健康に配慮したお酒の飲み方について

**質問** 厚生労働省は令和6(2024)年2月に

「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表した。この中には年齢、性別、体質などによる飲酒の影響の違い、健康に配慮した飲酒の仕方などが記載されている。これらは大変有益な情報だと思われるので、広報ふなばしやホームページなどで広く市民に対して周知啓発に努めてはどうか。

**市答弁** ガイドラインの内容を踏まえたパンフレットによる周知を行うほか、酒席の多い年末などにおける効果的な周知方法を検討していきたい。



コロナ禍明け以降、それまで控えられていた酒宴の席が再び開催され、この夏も暑気払いや納涼会、地域のお祭りなどでお酒を楽しまれた方も多くいらっしゃると思います。

お酒は日々の生活に潤いと豊かさを与えてくれるものである一方、ご自身の体調・体質に過ぎない飲み方は、健康障害などへの影響も懸念されるところがございます。

上記のガイドラインの内容につきましては厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38541.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38541.html)) でご確認ください。少しでも多くの方々にご活用いただければ幸いです。

## ②不登校児童生徒の居場所のあり方について

**質問** 不登校児童生徒の自宅や学校以外の居場所として、児童ホームをはじめとする公共施設の活用を検討してはどうか。

**市答弁** 学校以外の多様な居場所づくりが広がることは望ましいと考える。

児童ホームについてはホームページなどで不登校児童生徒への案内の仕方を検討する。また、不登校児童生徒への支援策として、児童ホームを含む公共施設の有効活用について検討する。



学校に通うことが難しい子ども達への支援体制として、船橋市はこれまで、各小中学校内の教育支援センターや市内2か所のサポートルームの整備などを行ってまいりました。また、市内各所でフリースクールを運営されている民間事業者の方々にも、多大なるご協力をいただいております。

しかしながら学校に通うことが難しい子ども達には、ご自宅以外に日中を過ごす場を見つけることはいまだ難しい状況にあり、保護者の方々も様々なご負担をされています。

市内には児童ホームをはじめ、公民館や図書館など、子ども達にもなじみのある公共施設が多くございます。今後も子ども達のニーズに即した居場所づくりに取り組んでまいります。